

いまこそ漁業者の団結を守り抜き、 農業者との連帯を広げていこう！

菅波 完（漁民ネット事務局長）

諫早湾干拓をめぐる裁判では、なりふり構わず「開門」を阻止しようとする農水省と、その「御用聞き」に成り下がった裁判所が、漁業者を分断し、原告漁民を孤立させようとしています。私たちは、漁民ネットの原点に立ち返り、漁民自らが主体となり、漁種や漁協の枠を越え、団結して「宝の海」の再生を目指していかなければなりません。

最近の焦点は、請求異議訴訟の和解協議です。3月5日に福岡高裁は、和解協議の方向性として、「開門しないことを前提に、開門に代わる基金案等の方策による全体的解決を図る」との勧告を示しました。この勧告は、農水省側の主張を全面的に認め、元の裁判で勝訴した漁民に、「開門」請求権を放棄することを迫るという極めて一方的なものです。原告漁民としては、断じて受け入れられないものです。

さらにひどいことに、農水省は、裁判とは関係なく実施されてきた有明海再生事業や、佐賀の一部の漁業者が求めている「こまめな排水」「排水ポンプの増設」なども、和解協議で議論するように福岡・熊本・佐賀の3県漁連を誘導し、3県漁連が原告漁民に「開門」なしの和解協議に応じるよう求めるといった混乱した状況を演出しています。このような誘導にのせられる3県漁連も問題ですが、3県漁連と原告漁民を分断し、原告漁民に「開門」なしの和解協議を迫る福岡高裁の



福岡高裁へ要請に向かう漁業者（5月15日）

姿勢に、最大の問題があります。漁民ネットは、裏面の通り、福岡高裁に抗議の申し入れを行いました。このような厳しい状況だからこそ、私たちは問題の本質を見極め、団結を強めていかなければなりません。

一方で、諫干の入植農家からも、調整池が農業用水として役に立たず、海水流入が途絶えたために、調整池周辺で冬に冷害が生じているなどとして「開門」を訴える声が出てきました。諫干事業は、漁業者だけでなく、農業者も犠牲にしていることがはっきりしてきました。「開門」を求めて立ち上がった勇気ある農業者とも連携を深め、漁業・農業の共存共栄の第一歩としての「開門」を、一日も早く実現するように、力を合わせていきましょう。



冷害やカモによる食害を訴える諫早湾干拓地の入植農家（3月31日）

漁民ネット2018年度／第17回総会のお知らせ

漁民ネットの総会を下記の通り開催します。昨年度の活動を報告し、今後の取り組みについて話し合います。皆さまのご参加をよろしくお願いいたします。

日時 2018年6月2日（土）

14:30～17:30（開場14:00）

場所 大牟田文化会館 3階 第一研修室

大牟田市不知火町2-10-2

TEL 0944-55-3131

※総会終了後、18:30頃から懇親会を行います（当日受付）

お問い合わせ TEL 090-8462-4211（吉川）



漁民ネット年会費納入のお願い

漁民ネットの会員みなさまには2018年度の年会費の納入をお願いします。この通信を郵便で受け取った方には、郵便振替用紙を同封していますのでご利用ください。新規会員も募集中です。なお、漁業被害で生活が苦しい漁民の方は会費の納入は必要ありません。

- ・郵便振替口座番号：00120-3-250346
- ・口座名：有明海漁民・市民ネットワーク
- ・年会費：漁民1000円／市民3000円

福岡高等裁判所裁判長 西井 和徒 様

2018年5月15日

開門しない前提での一方的な和解協議を進める福岡高裁に抗議する

有明海漁民・市民ネットワーク

諫早湾潮受け堤防排水門の常時開放を命じる確定判決についての請求異議訴訟で、福岡高裁は、開門しないことを前提とする国の基金案によって解決を図るよう和解勧告しました。同時に、和解協議決裂の場合は、確定判決の無効化を求める国の主張を認めることを示唆しました。このことについて、私たちは、有明海の漁民を中心とする団体として、厳重に抗議します。

勧告は、確定判決が認めた開門の必要性を否定し、国の基金案を一方的に評価して、これこそが唯一現実的な方策としています。しかし、国の基金案は、根本的な有明海再生につながらないことから、長崎地裁での一年にわたる協議の中で、漁業団体や漁民の同意を得られずに頓挫したものです。開門請求権を放棄するに足る方策とは到底言えず、漁業被害にあえぎ開門を求める有明海漁民の切実な願いを背景に、各漁業団体も開門の旗を降ろしてはいません。

また、裁判所自らが確定判決をないがしろにして、確定判決の無効化を図ることは、司法制度そのものを揺るがす前代未聞の事態であって、絶対に許されてはなりません。国が、原告の漁業権の更新期限をはじめ、問題の本質とはかけ離れた苦し紛れの主張の羅列しかできない中、司法がこれを認めることは、常識では理解できないことです。もし認めるなら、司法の信頼は地に落ち、全ての訴訟に通じる重大な禍根を残すことになります。

本来、和解協議とは、関係当事者の利害状況を適切に評価し、公平に調整すべきものです。前提条件を付けずに、開門もふくめて、お互いの主張について十分に話し合い、合意を目指すべきです。新たに、干拓地の農業者も開門を求めて提訴した状況をも鑑みれば、国に追従するかたちで開門しないことを前提とする和解を一方的に押し進めることは、甚だ不公平です。

5月1日付の要望書で3県漁連が国の基金案による和解協議を望む考えを示しましたが、これは国が許認可や補助金の権限を武器に強引に基金案の承諾を迫った結果であって、漁民の本心ではありません。3県漁連は、元々開門とは別に、独自の基金を国に求めていました（2015年5月に130億円規模の基金新設を要望しましたが、国は必要性に疑問を呈して要望を拒絶しました）。2016年8月26日の要望書において、3県漁連は、再生事業と訴訟を結び付けることなく、基金的予算を講じるよう要望していました。ところが、国は、これを逆手にとって、拒絶したはずの基金

新設を「開門しないことを前提とする」ものとしてリンクさせたのです。本来、基金は訴訟とリンクさせる必然性など全く無いものであり、国の責任で独自に行うべきものです。漁業団体の弱みにつけ込むようなかたちで、基金を人質に非開門を迫る理不尽な国の対応こそが責められるべきです。

そもそも国は、諫早湾干拓事業の着工（1989年）にあたって、「影響は計画地の近傍に限られる」と説明して、漁業団体から事業の同意を得ました。ところが、実際には広範囲の漁業被害が発生し、今も継続しています。有明海異変が顕在化し、第三者委員会から中長期開門調査を求める見解が出て、国は開門に代わる有明海再生事業を行うとして開門から逃げ回りました。再生事業開始から14年、今も漁業被害は続いています。佐賀地裁で開門を命じる判決が出て（2008年）、国は手前勝手な開門アセスメントを行うとして、開門に後ろ向きの姿勢を正当化しました。

このように、国は、地域住民をだまして強引に干拓事業を進めてきましたが、2010年に福岡高裁が言い渡した開門判決は、こうした不誠実な国の姿勢に対する警告でもありました。未だに反省がない国に対して、制裁金支払いを免除することは、理不尽な対応をし続ける国の姿勢を容認するものに他なりません。そして、現状の和解協議の進め方は、漁業団体を執拗に脅して基金案を迫る国の対応を追認するものであり、私たちはこうした形での協議継続を望みません。国の基金案を受け入れることは、「宝の海」を売り渡すことに他ならず、5月1日付の3県漁連の要望書には有明海漁民の本心とはかけ離れたものです。

なお、同要望書にある「こまめな排水や排水ポンプの増設」は、開門に代わる方策とは到底なり得ず、和解協議と関連付けるのは全くの筋違いです。

以上をふまえ、私たちは、福岡高裁に対して、以下のことを要請します。

1. 開門しないという前提に固執せず、開門も含めて当事者が十分に話し合う、公平公正な和解協議を開始すること。
2. 開門を命じた確定判決の無効化を許さず、判決に従わずに不誠実な対応をし続ける国に対して厳しい態度で臨むこと。
3. 漁業被害に苦しむ有明海の多くの漁民が、開門を求め続けていることを認識すること。